

優良個人タクシー事業者認定規則

(目的)

第1条 この優良個人タクシー事業者認定規則（以下「本規則」という。）は、一般社団法人全国個人タクシー協会（以下「本協会」という。）が実施する優良個人タクシー事業者認定制度（以下「本制度」という。）の規程に基づき、その細目を定めることを目的とする。

(認定基準の取扱い)

第2条 規程第9条第2項により支部長が地域認定基準を定めるときは、次の各号により行う。

- (1) 基本認定基準が求めるマスター認定の個人タクシーの資質を損なわないこと
- (2) 一定期間、安定的に運営できること
- (3) 定めた地域認定基準は、基本認定基準と併せて、支部傘下の制度参加者に確實に周知すること

(称号標の作成)

第3条 称号標の作成は、次の各号により行う。

- (1) 称号標は、本協会が作成して、支部を通じて無償配付する。
- (2) 本制度第11条第2項に規定する称号標について、全国的な使用が行えない特殊な称号標については、申請を行う所属団体において作成、保守、管理を行うものとする。

(ひとつ星未認定者の取扱い)

第4条 本協会の支部長は、規程第12条の2に規定するひとつ星未認定者に対し、届出書を提出させてひとつ星認定者となるように、指導しなければならない。

(制度退出の取扱い)

第5条 規程第14条に規定する制度退出のうち廃業及び本協会所属の個人タクシー事業者でなくなったときは、全個協システムの異動届（脱退）をもって完了する。この場合の制度退出日は、廃業の日又は、団体脱退日とする。

(強制退出の取扱い)

第6条 強制退出の取り扱いは、次の各号により行う。

- (1) 本協会の正副会長会議で強制退出が決定したとき、本協会の会長は、強制退出日及び退出理由を付した書面を作成し、支部長、会員団体長及び所属団体長を通じて当該制度参加者に通告する。
- (2) 当該所属団体長は、通告を受けた制度参加者の称号等の撤去を確認して、支

部長を通じて本協会の会長に報告する。

- 2 強制退出の期間内において、所属団体の転出転入があった場合は、原則としてその期間が継続され、脱退の場合は、その退出日をもって期間を停止する。
- 3 強制退出後の制度参加の取り扱いは、規程第2章による。

(マスターズ運営委員会の設置)

第7条 規程第17条にいうマスターズ運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次の各号により設置する。

- (1) 運営委員会の委員は、制度に参加していること
- (2) 運営委員会の委員数は、支部所属の会員団体数を下回らないこと
- (3) その他、必要な事項は、支部長が定めること

(ふたつ星自動認定の取扱い)

第8条 規程第32条に規定するふたつ星自動認定の取り扱いは、次の各号により行う。

- (1) 支部のマスターズ運営委員会は、支部長から提出されたふたつ星認定者名簿（案）から届出のあったひとつ星認定者が取り消されていることを確認して審査を行う。
- (2) 支部長は、マスターズ運営委員会の審査結果に基づき、ふたつ星認定を行い、そのふたつ星認定者名簿を所属団体長に配付する。
- (3) 名簿を受理した所属団体長は、当該認定者にふたつ星昇格を告知してその確認をとる。
- (4) ふたつ星認定者名簿の記載に誤りがあったとき所属団体長は、適宜適切な対応を行う。

(運転記録証明書の取扱い)

第9条 マスター認定において規程第44条第2項及び第50条第2項に規定する運転記録証明書（以下「証明書」という。）の取り扱いは、次の各号により行う。

- (1) 証明書の取得費用は、申請者本人の負担とする。
- (2) マスターの更新認定の申請において、その証明書に記載された対象期間内の違反歴が1点に限り申請対象とする。
- (3) 証明書の取得時期により、認定申請時に確認できない無事故無違反の期間は、次のマスター更新認定申請時に必要な確認を行う。

(登録処理)

第10条 支部長が、システム登録を完了する締切日は、各号のとおりとする。

- (1) 認定基準に抵触したときの届出は、12月15日
- (2) 特定要件に該当したときの届出は、毎月15日
- (3) 新たに制度参加する申請のときは、毎月15日

(4) ひとつ星未認定者の届出は、毎月 15 日

(改廃等)

第 11 条 本規則の改廃は、理事会の決議により行う。

2 本規則に定めのない事項については、正副会長会議の決議により会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人の設立登記の日から適用する。

(経過措置)

- 1 移行の単位は、所属団体を最小単位とし、移行の実施時期は、支部長が本協会の会長と協議のうえ指定する。
- 2 移行期間内において、新たに制度参加するときは、一体型表示灯を使用する。
- 3 移行期間内において、一体型に移行するまでのマスター認定者は、既存のマスター屋上表示灯を掲出する。この場合、劣化による交換は無償として、紛失、破損等による再交付は有償とする。
- 4 移行期間内において、一体型に移行するまでのひとつ星又はふたつ星の認定者は、該当する既存の車両ドア・ステッカーを従来どおり貼付する。

附則（平成 27 年 3 月 26 日第 6 回理事会決定）

(施行期日)

第 1 条 この規則は平成 27 年 3 月 26 日から施行する。